

(案)

(追加資料)

府 消 委 第 号
平 成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 高 巖

答 申 書

平成30年4月9日付け消取引第88号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業

(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第17項)

特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定信用事業電子決済等代行業

(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第92条の5の2第2項)

特定信用事業電子決済等代行業者が行う特定信用事業電子決済等代行業

(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第121条の5の2第2項)

信用協同組合電子決済等代行業者が行う信用協同組合電子決済等代行業

(協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第6条の5の2第2項)

信用金庫電子決済等代行業者が行う信用金庫電子決済等代行業

(信用金庫法(昭和26年法律第238号)第85条の4第2項)

労働金庫電子決済等代行業者が行う労働金庫電子決済等代行業

(労働金庫法(昭和28年法律第227号)第89条の5第2項)

農林中央金庫電子決済等代行業者が行う農林中央金庫電子決済等代行業

(農林中央金庫法(平成13年法律第93号)第95条の5の2第2項)

商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行う商工組合中央金庫電子決済等代行業

(株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)第60条の2第1項)

以上